

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成30年11月13日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | | |
|---|-------|---|---------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町若井川 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 平成30年9月20日午前8時20分頃、町道若井高野線にて、相手方の配偶者が通勤中、対向車と行き違うため山手側に寄った際、茂みに紛れた倒木に接触し、車体が損傷したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償金 | 金268,000円
内訳（車両修理費用） | | |